

議案第36号

世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅に係る使用の  
手続の要件を変更するとともに、子育て型住戸の使用期間を見直し、併せて規定の  
整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例の一部を改正  
する条例

世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例（平成6年11月世田谷区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号ただし書及び第35条第1項第1号ただし書中「区長」を「区が指定する法人を連帯保証人とする場合又は区長」に改める。

第37条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同居予定者のうち、最も年少の者が18歳に達する日以後の最初の3月31日（以下この項において「基準日」という。）が、前項の規定による使用の承認（以下「定期使用承認」という。）の日から10年を経過した日以降に到来する場合は、基準日までとすることができる。

第37条第3項中「第1項に規定する使用の承認（以下「定期使用承認」という。）」を「定期使用承認」に、「同項」を「第1項」に改める。

第46条第1項第8号中「第37条」を「第37条第1項」に改め、同項第9号を削り、同項第10号を同項第9号とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。